

ひとり親家庭のしおり



多気町役場健康福祉課



多気町相可 1600
0598-38-1114



たきち@nky 



2023年7月作成

もくじ

1. 児童扶養手当	1
2. 福祉医療費助成(ひとり親家庭等).....	1
3. 就学援助制度.....	1
4. ファミリーサポート援助サービス.....	2
5. JR 通勤定期券の割引制度.....	2
6. 放課後児童クラブ.....	2
7. 子育て支援短期(ショートステイ)事業.....	2
8. 子どもの学習支援事業.....	2
9. ひとり親家庭入学金お祝い金制度.....	2
10. 多気町母子父子寡婦福祉会	2
11. 母子生活支援施設	3
12. 高等学校等就学支援金.....	3
13. 高校生等奨学給付金.....	3
14. 日本学生支援機構奨学金.....	3
15. 三重県高等学校等修学奨学金	3
16. 自立支援教育訓練給付金.....	3
17. 高等職業訓練促進給.....	5
18. (三重県)母子父子寡婦福祉資金貸付金	6・7
修学資金貸付限度額(月額)一覧表	8

1.児童扶養手当



*支給対象者

・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等)。

*支給要件

・支給要件 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること(所得制限限度額表参照)。

*手当月額

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	44,140円/月	44,130円 ～10,410円
2人目	10,420円/月を加算	10,410円～5,210円/月を加算
3人目以降	対象児童一人につき 6,250円/月を加算	対象児童一人につき 6,240～3,130円/月を加算

*支給月:1月、3月、5月、7月、9月、11月(年6回)

*所得制限限度額表

扶養親族等の数(税法上の人数)	請求者(本人)		孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	49万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算

◎請求者が父又は母の場合、児童の母又は父からその児童の養育に必要な費用(養育費等)の支払いとして受ける金品等の8割が養育費として所得に導入されます。

◎扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹のことです。

【お問い合わせ】 健康福祉課 0598-38-1114

2.福祉医療費助成(ひとり親家庭等)






父母のいない家庭や、父母が一定の障がいの状態にある家庭などで、18歳の誕生日後最初の3月31日までの児童を監護している父母、及びその児童が医療機関の窓口で支払った自己負担金(保険適用分)を助成するものです。◎所得制限あり

【お問い合わせ】 町民環境課 0598-38-1113

3.就学援助制度

経済的な理由で公立小・中学校の教育費を負担することが困難な家庭の児童・生徒に対し教育費の一部を援助する制度です。

【お問い合わせ】 教育課 0598-38-1121

<p>4.ファミリーサポート援助サービス</p> 	<p>母子家庭または父子家庭の方が、ファミリーサポートのサービスを利用された場合、利用料金の半額が助成されます。◎交通費は別</p> <p>【お問い合わせ】 子育て総合支援室 Tel 0598-38-7750</p>																		
<p>5.JR 通勤定期券の割引制度</p>	<p>児童扶養手当受給者世帯(受給者本人と同一世帯)で、JR 通勤定期券が必要な方が3割引で購入できます。</p> <p>◎通勤以外の定期乗車券は対象外 ◎児童扶養手当の全部支給停止者は対象外</p> <p>◎写真(縦4cm、横3cm)、本人確認証、事前相談が必要</p> <p>【お問い合わせ】 健康福祉課 0598-38-1114</p>																		
<p>6.放課後児童クラブ</p> 	<p>母子家庭または父子家庭で児童扶養手当受給対象者の方は、放課後児童クラブの保育料の減額申請をすることができます。</p> <p>【お問い合わせ】 児童館 Tel 0598-38-7750</p>																		
<p>7. 子育て支援短期(ショートステイ)事業</p>	<p>保護者の方が疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張・学校等公的行事への参加・育児疲れ・身体、又は精神上による育児不安により一時的に養育できない場合、ご利用いただけます。</p> <p>*利用料金</p> <table border="1" data-bbox="483 1149 1396 1395"> <thead> <tr> <th>利用世帯区分</th> <th>年齢区分</th> <th>町負担額</th> <th>利用者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)</td> <td>2歳未満児</td> <td>10,700円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>5,500円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町民税非課税世帯</td> <td>2歳未満児</td> <td>9,600円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【お問い合わせ】 健康福祉課 Tel 0598-38-1114</p>	利用世帯区分	年齢区分	町負担額	利用者負担額	町民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	2歳未満児	10,700円	0円	2歳以上児	5,500円	0円	町民税非課税世帯	2歳未満児	9,600円	1,100円	2歳以上児	4,500円	1,000円
利用世帯区分	年齢区分	町負担額	利用者負担額																
町民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	2歳未満児	10,700円	0円																
	2歳以上児	5,500円	0円																
町民税非課税世帯	2歳未満児	9,600円	1,100円																
	2歳以上児	4,500円	1,000円																
<p>8.子どもの学習支援事業</p> 	<p>母子・父子・寡婦家庭で児童扶養手当の受給世帯に属し、多気町の区域内に住所を有し在住する中学生を対象に、学習支援を行います。</p> <p>【お問い合わせ】 健康福祉課 Tel 0598-38-1114</p>																		
<p>9.ひとり親家庭 入学金お祝い金制度</p>	<p>町内に在住するひとり親家庭の児童が、小、中、高等学校に入学するために必要な準備物(ランドセル、学習机、学生服、通学用自転車、学用品、部活用具、定期券等)の購入費の一部を助成します。◎上限額に関しては、年度により変動あり。</p> <p>【お問い合わせ】 多気町社会福祉協議会 0598-38-8090</p>																		
<p>10.多気町 母子寡婦福祉会</p>	<p>母子家庭・寡婦家庭の方々に構成され、福祉向上のため会員相互の連携を図り、みんなで協力しあう団体です。◎年会費が必要。</p> <p>【お問い合わせ】 多気町社会福祉協議会 0598-38-8090</p>																		

11.母子生活支援施設	母子家庭の母親と子ども(18歳未満)と一緒に保護し、自立を促す施設です。																																																				
12. 高等学校等就学支援金	<p> 高校では、全日制・月額 9,900 円の授業料がかかりますが、入学先の高校に申請等の手続きを行うことで、授業料の負担の必要がなくなります。 *対象の世帯:保護者(親権者)全員の「市町村民税所得割額」の合計が、30万4,200円(年収910万円程度)未満の世帯。 *申請方法:学校へ「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書又は収入状況届出書」「就学支援金確認票」と所得に関する書類を提出する。(在学中に4回申請) </p> <table border="1" data-bbox="411 555 1471 824"> <tr> <td>月 年</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="8">2回目：申請前年度所得証明書等提出</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td colspan="4">1回目：申請前年度所得証明書等提出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="4">3回目：申請前年度所得証明書等提出</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="8">4回目：申請前年度所得証明書等提出</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【お問い合わせ】 在学中の高等学校</p>	月 年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1年					2回目：申請前年度所得証明書等提出								2年	1回目：申請前年度所得証明書等提出								3回目：申請前年度所得証明書等提出				3年					4回目：申請前年度所得証明書等提出							
月 年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																									
1年					2回目：申請前年度所得証明書等提出																																																
2年	1回目：申請前年度所得証明書等提出								3回目：申請前年度所得証明書等提出																																												
3年					4回目：申請前年度所得証明書等提出																																																
13. 高校生等奨学給付金	<p> 生活保護世帯、住民税非課税世帯を対象に、授業料以外の経費(修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等)を支援する制度です。 *対象者:保護者が三重県内に在住で、「高等学校等就学支援金」の支給を受ける資格を有する高校生等のいる世帯。(7月1日現在、休学している場合は対象外。) *申請方法:保護者の方が、学校または三重県に申込みをします。 (「高等学校等就学支援金」の手続き時に提出された書類から対象者と確認できた方等に、申請書を在学する学校を通じて配布します。) </p> <p>*私立高校等に通っている子どもがいる世帯の場合の給付額></p> <table border="1" data-bbox="411 1395 1436 1787"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯状況</th> <th colspan="2">給付額(年額)</th> </tr> <tr> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護受給世帯(全日制等・通信制)</td> <td>32,300円</td> <td>52,600円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯(全日制等)(第1子)</td> <td>110,100円</td> <td>129,600円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯(全日制等)(第2子以降)</td> <td>141,700円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非課税世帯(通信制)</td> <td>48,500円</td> <td>50,100円</td> </tr> <tr> <td>専攻課程(公務員等の養成専門科)</td> <td>48,500円</td> <td>50,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【お問い合わせ】 三重県環境生活部 私学課私学班 Tel 059-224-2161</p>	世帯状況	給付額(年額)		国公立	私立	生活保護受給世帯(全日制等・通信制)	32,300円	52,600円	非課税世帯(全日制等)(第1子)	110,100円	129,600円	非課税世帯(全日制等)(第2子以降)	141,700円	150,000円	※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合			非課税世帯(通信制)	48,500円	50,100円	専攻課程(公務員等の養成専門科)	48,500円	50,100円																													
世帯状況	給付額(年額)																																																				
	国公立	私立																																																			
生活保護受給世帯(全日制等・通信制)	32,300円	52,600円																																																			
非課税世帯(全日制等)(第1子)	110,100円	129,600円																																																			
非課税世帯(全日制等)(第2子以降)	141,700円	150,000円																																																			
※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合																																																					
非課税世帯(通信制)	48,500円	50,100円																																																			
専攻課程(公務員等の養成専門科)	48,500円	50,100円																																																			
14. 日本学生支援機構奨学金	<p> 育英事業として、短期大学、大学、専修学校(専門課程)の奨学金の貸与を行っています。 </p> <p style="text-align: right;"> 【お問い合わせ】 在学中の高校・大学 日本学生支援機構(JASSO) http://www.jasso.go.jp </p>																																																				

15.
三重県
高等学校等
修学奨学金



経済的な事由により修学が困難である高校生・高等専門学校生に対し、修学に必要な資金の一部を無利子で貸与しています。

***対象者**

- ◎保護者(本人が成人の場合は本人)が三重県内に住所を有している方
- ◎本人が高等学校等に進学予定である方
- ◎世帯の全収入が一定の基準以下の方
- ◎奨学金返還について保護者以外に連帯保証人を選任できる方

***貸与金額**

高等学校等の種別	修学費(月額) 年に数回、口座振込	修学支度費(入学時一時金) 入学時のみ(新1年生時)
国公立	8,000円、13,000円、 18,000円又は23,000円 (いずれかを選択)	40,000円又は80,000円 (いずれかを選択)
私立	20,000円、25,000円、 30,000円又は35,000円 (いずれかを選択)	50,000円又は100,000円 (いずれかを選択)

***返還方法**

- ◎卒業後原則12年以内(猶予する制度あり)
- ◎貸与総額が120万円を超える場合は15年以内、185万円以上の場合は18年以内

【お問い合わせ】

三重県教育委員会事務局 教育財務課 TEL 059-224-2944

16.
自立支援
教育訓練給付金

ひとり親家庭(20歳未満の子を扶養している世帯)の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、雇用保険法の規定による指定教育訓練講座を受講し修了した場合にその経費の一部を支給しています。

◎事前相談が必要です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当受給者、又は同等の所得水準の者 ・この教育訓練給付講座を受けることが適職に就くため必要と認められる者 ・過去に本給付金の支給を受けていない者
対象講座	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座(看護師等の専門資格の取得を目指す養成課程) 例えば:パソコン、簿記、介護ヘルパー等
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象講座の受講経費の60%(雇用保険未加入者のみ) (ただし、その額が20万円を超える場合は20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給しない。さらに専門資格取得に関しては修学年数に応じて、40万円×年数、最大160万円とする) ・雇用保険加入者は本給付金との差額支給となる
手続き	<ol style="list-style-type: none"> ①事前相談)受講前に各自治体のひとり親家庭支援の窓口にご相談 ②指定申請)対象講座指定申請書等を提出 ③講座指定)対象講座指定決定通知書が送付されてきます ④講座受講 ⑤支給申請)受講修了後30日以内に支給申請書等を提出 *雇用保険加入者は、事前にハローワークで支給申請を行う ⑥支給決定)支給決定通知書が送付されてきます

【お問い合わせ】 健康福祉課 TEL 0598-38-1114

17.
**高等職業訓練
促進給付金**

ひとり親家庭(20歳未満の子を扶養している世帯)の親の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成機関の修業期間(上限3年)給付金が支給されます。(但し4年課程の養成機関での修業が必要となる者等を対象に4年に延長) ◎事前相談が必要です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当受給者、又は同等の所得水準の者 ・1年以上の養成機関において教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者 ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者 ・過去に本給付金の支給を受けていない者
対象講座	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、栄養士、理学療法士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、他町長が必要と認める資格

★ 促進給付金(修業期間 上限3年・但し4年課程の養成機関での修業が必要となる者等を対象に4年に延長)

支給額	非課税世帯	月額 100,000円
	課税世帯	月額 70,500円
最後の1年間の 支給額	非課税世帯	月額 140,000円
	課税世帯	月額 110,500円

★ 修了支援給付金(養成課程修了後)

支給額	非課税世帯	50,000円
	課税世帯	25,000円

★ 手続き

- ・ 事前相談： 希望する対象講座が養成機関であるかを確認する

↓

- ・ 申請： 申請に必要な書類
(養成機関の合格通知
(養成機関のパンフレット・年間カリキュラム
(児童扶養手当証書
(戸籍謄本・所得証明書

↓

(預金通帳・印鑑 等、持参の上、申請する

- ・ 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書が送付されてきます

↓

- ・ 請求書の提出： 毎月請求書とともに在学及び出席日数証明書を提出

↓

- ・ 毎月支払通知書が届き、指定口座に給付金が入金されます

*進級時には、更新手続きが必要になります(修得時間証明書等を提出)

*修了支援給付金請求には、卒業証明書、合格証明、採用証明書等を提出

【お問い合わせ】 健康福祉課 TEL 0598-38-1114

18. 母子・父子・寡婦 福祉資金貸付	母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦及び児童の福祉支援のため、貸付を行っていま					
	す。◎事前相談が必要です。◎原則、連帯保証人が必要です。 【お問い合わせ】 健康福祉課 TEL 0598-38-1114					
適用日 令和5年4月1日～						
貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度（円）	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	3,260,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
	母子・父子福祉団体 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦（複数の母子家庭の母・複数の父子家庭の父、複数の寡婦による共同	4,890,000				
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体			貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	別表のとおり	就学期間中	卒業後6か月	据置期間経過後10年以内 （専修学校の一般課程は据置期間経過後5年以内）	無利子
	18歳年度末を迎え児童扶養手当等を受給できなくなった高校等就学児童	上記の額に児童扶養手当の額を加算する				
就職支度資金	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童・寡婦 父母のない児童	105,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内	子に係るもの →無利子 母親・父親に係るもの 連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
		通勤のために自動車を購入する必要があると認められる場合 340,000				
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者のとき （技能習得）月額141,000 （医療介護）月額108,000	知識・技能を習得する期間中の5年以内	知識・技能の習得期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内 （技能習得）	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
		母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額 70,000	医療又は介護を受けている期間中の1年以内	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内 （医療介護）	
	母子家庭の母・父子家庭の父 （配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満の者）	月額 108,000 （上限 2,592,000） ただし、生活安定貸付期間中の養育費取得のための裁判等の費用については、1,260,000円を限度として一括して貸付けすることができる。	配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満（生活安定貸付期間）	生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後8年以内	
	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者のとき 月額 108,000 母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額 70,000	離職した日の翌日から1年以内	失業貸付期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	
母子家庭の母・父子家庭の父 （児童扶養手当を受給しておらず、所得又は収入が別途定める額未満の家計急変者）	児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内 月額 第1子 44,140 第2子 10,420 第3子以降 6,250 （上記の金額の合算額）	資金の貸付けを受けようとしたときから1年未満（緊急生活安定貸付期間） （一度の貸付期間は3か月とし、引き続き貸付けを受けることが適当と認められるときは、延長可能）	緊急生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内		
※特別な事情がある（物価の影響を受けている）と認める場合、3か月分を一括して貸付けすることができる。						
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	一般 1,500,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後6年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
		災害等 2,000,000				
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	260,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後3年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%

医療介護資金	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療 340,000 特に経済的に必要と認められる場合 480,000 介護 500,000		医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子	小学校	64,300	修学・修業を終了後6か月	据置期間経過後10年以内	無利子
		中学校	81,000			
		高等学校 専修学校 (高等課程) (一般課程)	自宅 150,000 自宅外 160,000			
		私立の 高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅 410,000 自宅外 420,000			
		国公立の 大学 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅 410,000 自宅外 420,000			
		私立の 大学 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅 580,000 自宅外 590,000			
		国公立の大学院	380,000			
		私立の大学院	590,000			
		修業施設	自宅 中学校卒業生 150,000 高等学校卒業生 272,000 自宅外 中学校卒業生 160,000 高等学校卒業生 282,000			
		結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子			
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	月額 68,000 高校3年在学時就職希望の児童が自動車運転免許取得の場合 460,000	知識技能を習得する期間中の5年以内	習得期間満了後1年 ※自動車免許の場合、貸付した時点から1年	据置期間経過後10年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	月額 68,000 入学金、学費等特に必要と認められる場合 816,000 自動車運転免許取得の場合 460,000	知識技能を習得する期間中の5年以内	習得期間満了後1年 ※自動車免許の場合、貸付した時点から1年	据置期間経過後10年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
(注) 申請者への貸付金が多額である場合には、連帯保証人を必要とします。 連帯保証人は、年齢60歳まで、申請者と生計を同一にしておらず、原則として県内に在住している償還の資力がある方です。						

修学資金貸付限度額（月額）一覧表

適用日 令和5年4月1日～（単位:円）

学校種別	学年別	1年	2年	3年	4年	5年	
高等学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
専修学校（高等課程）	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500 (89,000)	98,500 (89,000)
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000 (102,500)	115,000 (102,500)
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500 (86,500)	96,500 (86,500)			
	私立	自宅通学	93,500 (86,500)	93,500 (86,500)			
		自宅外通学	131,000 (110,500)	131,000 (110,500)			
専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)			
	私立	自宅通学	89,000 ▲(84,500)	89,000 ▲(84,500)			
		自宅外通学	126,500 ▲(108,500)	126,500 ▲(108,500)			
大学	国公立	自宅通学	71,000 ▲(69,500)	71,000 ▲(69,500)	71,000 ▲(69,500)	71,000 ▲(69,500)	
		自宅外通学	108,500 ▲(92,500)	108,500 ▲(92,500)	108,500 ▲(92,500)	108,500 ▲(92,500)	
	私立	自宅通学	108,500 ▲(95,000)	108,500 ▲(95,000)	108,500 ▲(95,000)	108,500 ▲(95,000)	
		自宅外通学	146,000 ▲(121,000)	146,000 ▲(121,000)	146,000 ▲(121,000)	146,000 ▲(121,000)	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校（一般課程）		52,500	52,500				

〔注1〕括弧書した単価は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条に定める計算方法に基づき算出したその者の前年所得が682万円（年収目安900万円）（扶養親族等（※）が2人以上の場合については、前年所得について、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額）を超える場合に適用します。

〔注2〕高等教育の就学支援新制度による支援を受ける場合は、貸付限度額から授業料等の減免や給付型奨学金の額に相当する額を控除します。